

大分県報

令和六年
第四八五号
二月十六日

（金曜日）

目次

告示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
- 臨時種畜検査の実施……………六
- 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（二件）……………六
- 指定予定保安林……………七
- 道路の供用開始（三件）……………七
- 教育委員会告示……………七
- 県指定有形文化財の指定……………八
- 県指定有形文化財の指定の解除……………八

告示

大分県告示第八十号
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
令和六年二月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目二十五番四号
SBカワスミ株式会社
代表取締役社長 齊野 猛 司

令和六年二月十六日

- 特定事業場の所在地及び名称
佐伯市弥生大字小田千七十七番地
SBカワスミ株式会社 大分事業所 佐伯工場
- 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号
ろ過施設

種別	能力	汚水等の汚染状態の値						項目	単位	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	種別	能力
		大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量								
ろ過施設	ろ過表面積 約一三三cm ² 定格ろ過精度 七〇μm	不検出	〇・〇一四	〇・四六	一	〇・五未滿	三・四	六・七八	m ³ /日	通常の値	なし	九時間	ろ過施設	六八・一m ³ /時	
		不検出	〇・〇一四	〇・四六	一	〇・五未滿	三・四	六・七八		最大の値					

大分県報（告示）

種	能	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	汚水等の状態の値						項目	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			
								大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量								水素イオン濃度	単位	単位
ろ過施設	ろ過表面積 約一三 ^{cm} 定格ろ過精度 七〇 ^{μm}	〇・二	なし	連続 一九・五時間	—	—	—	不検出	四九〇	四・七	二	二四、〇〇〇	二三、〇〇〇	五・七	通常 の値	〇・二	連続	—	—	—	通常 の値	〇・六	最大 の値
		〇・九						不検出	四九〇	四・七	二	二四、〇〇〇	二三、〇〇〇	五・七	最大 の値						最大 の値		

種	能	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	汚水等の状態の値						項目	汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日			
								大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量								水素イオン濃度	単位	単位
ろ過施設	エレメントサイズ 一〇 ^{μm}	〇・三	なし	連続 五・〇時間	—	—	—	不検出	〇・二五	四・四	一未満	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四・九	通常 の値	五・七	連続	—	—	—	通常 の値	五・七	最大 の値
		三・〇						不検出	〇・二五	四・四	一未満	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四・九	最大 の値						最大 の値		

種	類	汚水等の処理の方法										種	能	処	理	方	式	類															
		汚水等の状態の値																	項目	単位	m ³ /日	単位	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	式	類
		大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	処理前	処理後	処理前																						
中和処理装置		不検出	一九一	一八・五	一未満	二、一四三	二〇、八五七	五・七	処理前	通常	〇・七	処理後	〇・六三	四・五	四・〇五	なし	二〇時間	連続	—	—	—	高さ二、四七〇mm	縦二、四七〇mm×横一、二〇〇mm×	ステンレス製	一〇六・八L/時	蒸留式	減圧脱水乾燥装置						
		不検出	〇・〇二	〇・一未満	一未満	二七、〇〇〇	三三、〇〇〇	五・八	処理後	最大の値	七〇	五・六	五・九	四・五	四・〇五																		
		不検出	一九一	一四〇	一未満	二七、〇〇〇	三三、〇〇〇	五・六	処理前	最大の値	五・九	五・九	五・九	四・五	四・〇五																		
		不検出	〇・〇二	〇・一	一未満	二七、〇〇〇	三三、〇〇〇	五・九	処理後	最大の値	一一〇	一一〇	一一〇	四・五	四・〇五																		
鉄筋コンクリート造	四八m ³ /日	浄化槽 三六〇人槽	長時間ばっ気方式																														
		不検出	〇・〇二	四・〇	一未満	一三	二・三	五・七	処理前	通常	二・三	七・二	五・七	二・二	二・二	なし	二〇時間	間欠	—	—	—	直径五〇〇mm×高さ五五〇mm	SUS三〇四製	三m ³ /時	炭酸ガスによる中和処理								
		不検出	〇・〇二	四・〇	一未満	一三	二・三	七・二	処理後	最大の値	一四	五・七	七・四	二・二	二・二																		
		不検出	〇・〇三	四・〇	一未満	一三	一四	五・七	処理前	最大の値	一四	五・七	七・四	二・二	二・二																		
		不検出	〇・〇三	四・〇	一未満	一三	一四	七・四	処理後	最大の値	一四	七・四	七・四	二・二	二・二																		

令和六年二月十六日

大分県報(告示)

項目		一日当たりの排出水量		排水口名	5 排出水の量及び汚染状態の値	汚水等の汚染状態の値							項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	主要寸法														
単位	値	単位	値			個/cm ³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		mg/L	単位								値													
通常	三六	通常	三六	No.1	〇以下	三〇	二五	二〇	二〇	二〇	二〇	六・八 〇	処理前	三六	通常	二四時間	連続	—	—	—	縦六、八〇〇mm×横一〇、八〇〇mm×高さ七、八五〇mm															
最大	四八	最大	四八		〇以下	二〇	一五〇	二七〇	一五〇	三〇〇	三〇〇	五・八 〇	処理前	四八	最大	なし	二四時間	連続	—	—																
通常	三六	通常	三六		〇以下	三〇	二五	二〇	二〇	二〇	二〇	六・八 〇	処理後	三六	通常	二四時間	連続	—	—	—																
最大	四八	最大	四八		〇以下	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	五・八 〇	処理後	四八	最大	なし	二四時間	連続	—	—		—														
汚水		一日当たりの排出水量		排水口名	No.3	汚水等の汚染状態の値							項目	一日当たりの排出水量		排水口名	汚水等の汚染状態の値							項目	一日当たりの排出水量		排水口名	汚水等の汚染状態の値								
生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	単位	値			個/cm ³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		mg/L	mg/L		単位	値	個/cm ³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		mg/L	mg/L		mg/L	mg/L	単位	値	個/cm ³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
二・三	七・二	通常	四〇三	No.3	不検出	〇・〇四七	〇・四八	一未満	三・〇	二・四	七・二	三八	通常	四二	不検出	三	二五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	六・八 〇	三八	通常	五二	三、〇〇〇以下	三	三〇	三〇	三〇	二〇	五・八 〇	五二	最大	五二
一四	七・四	最大	四二		不検出	〇・〇四七	〇・四八	一未満	三・〇	二・四	七・二	三八	最大	四二	三、〇〇〇以下	三	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	五・八 〇	五二	最大	五二	三、〇〇〇以下	三	三〇	三〇	三〇	二〇	五・八 〇	五二	最大	五二

汚水の 状態	浮遊 物質 量	化学的 酸素 要求 量	生物 化学 的酸 素要 求量	水素 イ オン 濃 度	項 目	一日 当 た り の 排 出 水 量		排 水 口 名	汚水の 状態 の 値	浮遊 物質 量	化学的 酸素 要求 量	生物 化学 的酸 素要 求量	水素 イ オン 濃 度	項 目	一日 当 た り の 排 出 水 量		排 水 口 名	汚水の 状態 の 値	浮遊 物質 量	化学的 酸素 要求 量			
						単 位	単 位								単 位	単 位					単 位	単 位	
一未満	一未満	一・五	三・六	七・二	通常 の 値	三	通常 の 値	No. 5	不 検 出	〇・〇一	〇・五〇	一未満	〇・五	一・二	七・五	通常 の 値	九三	No. 4	不 検 出	〇・〇二二	〇・七五	一未満	一・一八
一未満	一未満	一・五	三・六	七・二	最大 の 値	四	最大 の 値		不 検 出	〇・〇一	〇・五〇	一未満	〇・五	三・四	八・〇	最大 の 値	一一七		不 検 出	〇・〇二二	〇・七六	一未満	一・二二
り ん 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化学 的 酸 素 要 求 量	生物 化学 的 酸 素 要 求 量	水 素 イ オン 濃 度	項 目	一日 当 た り の 排 出 水 量		排 水 口 名	汚水の 状態 の 値							一日 当 た り の 排 出 水 量		排 水 口 名	汚水の 状態 の 値			
mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	単 位	単 位	単 位		単 位	個/cm ³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
						通常 の 値		通常 の 値	No. 6 ~ No. 26	不 検 出	〇・〇一四	〇・四六	一	〇・五未満	二・三	六・七八	通常 の 値	三三	No. 27	四六	〇・〇三四	〇・二四	
						最大 の 値		最大 の 値		不 検 出	〇・〇一四	〇・四六	一	〇・五未満	三・四	六・七八	最大 の 値	三三		最大 の 値	四六	〇・〇三四	〇・二四

令和六年二月十六日

大分県報(告示)

五

大腸菌群数 個/cm ³		雨水のみ	
その他参考となるべき事項			
二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所 1 縦覧期間 令和六年二月十六日から同年三月八日まで 2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所			
大分県告示第八十一号 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。 令和六年二月十六日			
大分県知事 佐藤 樹一郎		大分県知事 佐藤 樹一郎	
検査期日	令和六年三月七日	検査場所	竹田市久住町
			牛
大分県告示第八十二号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。 令和六年二月十六日			
大分県知事 佐藤 樹一郎		大分県知事 佐藤 樹一郎	
事業名	県営防災重点農業用ため池等整備事業	地区名	仁田尾溜池地区
縦覧期間	令六・二・一六から令六・三・七まで	縦覧場所	杵築市役所
大分県告示第八十三号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。 令和六年二月十六日			
大分県知事 佐藤 樹一郎		大分県知事 佐藤 樹一郎	
事業名	県営防災重点農業用ため池等整備事業	地区名	風ヶ迫溜池地区
縦覧期間	令六・二・一六から令六・三・七まで	縦覧場所	日出町役場
大分県告示第八十四号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。 令和六年二月十六日			
大分県知事 佐藤 樹一郎		大分県知事 佐藤 樹一郎	
一 保安林予定森林の所在場所 宇佐市内町月候字景平一六二六番、一六三〇番、一六三一〇番、一六三四番、一六三七番 二 指定の目的 水源の涵養 三 指定施業要件 1 立木の伐採の方法 (一) 次の森林については、主伐は択伐による。 字景平一六二六番・一六三〇番・一六三一〇番・一六三四番（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。） (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

大分県告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道山香院内線	杵築市山香町大字野原字原田一七二三番三 一から 杵築市山香町大字野原字原田一七二五番四 まで	令六・二・一六

大分県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道豊後高田安岐線	豊後高田市田染上野字平畑五八六番三から 豊後高田市田染上野字宮ノ原一二八三番二 まで	令六・二・一六

大分県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道緒方高千穂線	豊後大野市緒方町小原字竹ノ下一四二番二 から 豊後大野市緒方町小原字竹ノ下一四七番三 まで	令六・二・一六

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第二号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。

令和六年二月十六日

大分県教育委員会

種別	名称	員数	時代	所在の場所	所有者
絵画	富貴寺大堂壁画弥勒浄土図断片（外陣北小壁）	一点	平安時代後期（十二世紀）	宇佐市大字高森字京塚	大分県
古文書	秋英筆真景図集 附奥書一枚	一〇二枚	江戸時代後期～明治時代	杵築市大字南杵築一 九三番地一	杵築市
古文書	豊後森藩御記録書抜	一〇九冊	江戸時代後期	玖珠郡玖珠町大字森 八六八番地	玖珠町

令和六年二月十六日

大分県報（教育委告示）

大分県教育委員会告示第三号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第五条第一項の規定により、次に掲げる県指定有形文化財の指定を解除する。

令和六年二月十六日

大分県教育委員会

種別	指定番号	名称	指定年月日	所在地
工芸品	工第八四号	脇指（豊後高田實 行作）	平成十三年四月三日	大阪府東大阪市下 小阪二丁目六番一 七号六〇九号